

ATM カードローン規定

第1条 (借主と契約の成立)

1. 借主とは、本規定を承認のうえ、山銀保証サービス株式会社（以下、保証会社という。）を連帯保証人として、株式会社山形銀行に ATM カードローンの申込をされ、銀行が利用を認めた方をいいます。
2. 本契約は、契約者が普通預金口座のキャッシュカード（以下、「カード」という。）を利用して、銀行所定の現金自動預入支払機（以下、「ATM」という。）により申し込みを行い、銀行が所定の方法により本人確認および融資の可否について審査を行った後、成立するものとします。

第2条 (取引方法)

1. ATM カードローン取引（以下、本取引という。）は、銀行本支店のうちいずれか1カ店のみで開設することができるものとします。なお、本取引については通帳を発行しません。
2. 本取引は、ATM カードローン用普通預金口座（以下、預金口座という。）のカードを使用した、本規定第5条、第8条および第9条に定める方法での銀行の ATM での当座貸越金の入出金によるものとし、小切手・手形の振出しあるいは引受け、公共料金等の自動支払は行わないものとします。
3. 本規定のほか、カードの取り扱いについては別途借主に交付済のカード取引規定集によるものとします。

第3条 (利用限度額)

1. 借主は、利用限度額（契約極度額）の範囲内で繰り返し借入ができます。
2. 利用限度額は取引申込時に ATM 操作により申し込みを行った金額とします。
3. 前2項にかかわらず、銀行が必要と認めるときは、利用限度額（契約極度額）を変更または新たな貸付を中止することがあります。また、弁済金の支払を延滞した場合は、直ちに新たな貸付を中止します。

第4条 (利用有効期間)

1. 借入ができる期間は、契約日から1年目の応答日の属する月の3日（銀行の休日の場合翌営業日）とします。ただし、借主または銀行から期間満了日までに申し出のないときは、更に同期間延長するものとし、その後も同様とします。また、満65歳を超えての貸越期限の延長は行わないものとします。
2. 期間満了日までに借主または銀行から更新をしない旨の申し出がなされた場合、借主は期間満了日における残債務を本規定に従って、完済に至るまで支払うものとします。

第5条 (借入方法)

1. 借入方法は、銀行が認めた ATM からの引き出しによるものとします。
2. ATM からの引き出しは1,000円単位とし、1回あたりの引き出しは銀行が定めた金額の範囲内とします。
3. 銀行の ATM を使用した場合、銀行が所定の手数料を定めているときは、手数料をお支払いいただきます。
4. ATM の利用手数料については、借入のときに、銀行所定の請求書なしで手数料相当額の貸越を自動的に行ううえ支払います。
5. 利用にあたって手数料が必要である時間帯に借入をする場合、出金金額と手数料の合計額が当座貸越を利用できる範囲内の金額を超えるときは出金することができません。

第6条 (借入利率・遅延損害金)

1. 借入利率は、利率年14.6%（保証会社の保証料を含む。以下同じ。）、付利単位を100円とし、毎月3日（銀行の休日の場合翌営業日）に銀行所定の方法により計算のうえ、貸越元金に組み入れるものとします。
2. 借主が約定返済額の支払を遅滞したときは、利率年18.0%（保証会社の保証料を含む。以下同じ。）の遅延損害金を支払うものとします。
3. 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は利率、および損害金の割合を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。この変更の内容は銀行の本支店等に掲示するものとします。

第7条 (約定返済)

1. この取引に基づく毎月の約定返済額（返済元金+利息）は、約定返済日前日の残高別に定める次の金額とし、毎月3日（銀行の休日の場合翌営業日）に返済を行うものとします。

約定返済日前日残高	約定返済額
5千円以上30万円以下	5,000円
30万円超50万円以下	10,000円

2. 約定返済日前日の貸越元金が多額の場合は、約定返済日前日の貸越元金を返済するものとします。
3. 約定返済が遅延している場合の約定返済額の算出にあたっては、前月までの約定返済の遅延が解消したものとみなした残高を基準とします。
4. 本条第1項に定める約定返済額は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、変更することができるものとします。この場合、銀行は変更後の約定返済金額および変更日等を通知するものとします。

第8条 (約定返済金の自動引き落とし)

1. 返済方法は、預金口座から普通預金・総合口座通帳・同払戻請求書によらず自動引き落としの方法によることとし、借主は毎月返済日までに返済額相当額を預金口座に預け入れるものとします。なお、万一、預け入れが遅延

- した場合、銀行は預け入れ後いつでも同様の取り扱いができるものとします。
2. 預金口座の残高が返済額に満たない場合には、銀行はその一部を返済にあてる取り扱いをせず、返済が遅延することになります。

第9条 (任意返済)

1. 約定返済のほかカードローン口座へ直接カードで入金することにより随時任意の金額を返済することができるものとします。カードローン口座への入金額が当座貸越残高を超えるときは、その超過金額を預金口座に自動入金するものとします。
2. 約定返済が遅延している場合は、前項にかかわらず任意返済はできないものとします。

第10条 (返済金の充当方法)

借主の返済金は、遅延損害金・利息・元金の順に充当します。

第11条 (自動融資)

1. 預金口座が銀行所定の口座振替契約による出金のため資金不足となったときは、利用限度額（契約極度額）の範囲内でその不足相当額をカードローン口座から自動的に出金し、預金口座に入金するものとします。（以下、この手続きを「自動融資」といいます。）この際、カードの提示または銀行所定の請求書の提出は不要とします。ただし、預金口座の資金不足が、1. 預金の払い戻し、2. 預金間の振替・送金、3. 第7条の返済、4. 銀行からの借入元金の返済（代理貸付を含む。）の場合は、自動融資の対象とはなりません。
2. 預金口座に総合口座取引規定に基づく当座貸越契約がある場合、自動融資による当座貸越は、総合口座取引規定に基づく当座貸越の利用限度額を超えた金額について実行するものとします。
3. 預金口座に対して同日に複数件の口座振替の請求があり、資金不足合計額が自動融資のできる額を超えるときは、そのいずれの口座振替請求額相当分を自動融資するかは銀行の任意とします。
4. 第1項により自動融資を行った後に、同日付で預金口座への入金または総合口座の貸越極度額の設定・増額がなされた場合であっても、銀行は自動融資の取消を行わないものとします。

第12条 (期限の利益喪失)

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行からの通知、催告がなくても本契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちに本契約による債務全額を支払うものとします。
 - (1) 弁済金の支払を遅滞し、相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
 - (2) 保証会社から保証中止または解約の申し出があったとき。
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (4) 破産、民事再生手続開始の申立を受けたとき、またはこれらの申立をしたとき。
 - (5) 前記(3)(4)の事由のほか、借主が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申し立てたとき、あるいは自らの営業の廃止を表明したとき等、支払を停止したと認められる事実が発生したとき。
 - (6) 預金その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - (7) 住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明となったとき。
 - (8) 相続の開始があったとき。
 - (9) 本規定または銀行との取引上適用される法令等における義務に違反し、その違反が重大な違反となるとき。
2. 次の各場合には、借主は銀行からの請求によって、本契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちに本契約による債務全額を支払うものとします。
 - (1) 銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
 - (2) 銀行との取引約定の一つにでも違反し、それが銀行の債権保全を必要とする相当の事由に該当すると認められるとき、あるいは銀行への報告または銀行へ提出する書類に重大な虚偽の内容がある等の事由が生じたとき。
 - (3) 前記(1)(2)のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
3. 本条第2項の場合において、住所変更の届出を怠ったり、あるいは銀行からの請求を受領しないなど、借主の責めに帰すべき事由により請求が延着したまたは到達しなかった場合には、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。
4. 前各項の事由があるときは、銀行はいつでも新たな貸付を中止し、または本契約を解約することができます。本契約が解約された場合は、借主は本契約による債務全額を直ちに返済するものとします。

第13条 (保証会社への保証債務履行請求)

1. 本規定第12条により、借主に本契約による債務全額の返済義務が生じた場合には、銀行は保証会社に対して本契約による債務全額の返済を請求することとします。
2. 保証会社が借主に代わって本契約による債務全額を銀行に返済した場合は、借主は保証会社に本契約による債務全額を返済するものとします。

3. 保証会社の返済が借主に対して事前に告知・催告なしに行われても、借主は異議を申し立てません。

第14条 (銀行からの相殺)

1. 銀行は、本契約による債務のうち返済期限が到来したもの、または本規定第12条によって返済しなければならない本契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができます。
2. 前1項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続きを省略し、預金その他の諸預り金を払い戻し、この取引の債務の返済にあてることのできるものとし、この場合、銀行は払い戻しおよび充当の結果を通知するものとします。
3. 前項によって相殺または払戻充当をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は銀行による相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

第15条 (借主からの相殺)

1. 借主は、本契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを本契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
2. 前項によって相殺をする場合には、銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
3. 本条第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

第16条 (債務の返済等にあてる順序)

1. 銀行から相殺をする場合に、本契約による債務のほか銀行取引上のほかの債務があるときは、銀行は債権保全上等の理由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができます。借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
2. 借主から返済または相殺をする場合に、本契約による債務のほか銀行取引上のほかの債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを書面による通知をもって指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができます。借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
4. 本条第2項のなお書、または本条第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第17条 (届出事項の変更)

1. 借主は、氏名、住所、勤務先、勤務地その他届出事項に変更があった場合は、すみやかに銀行に所定の届出用紙または銀行が適当と認める方法により届け出るものとします。
2. 借主が前項の氏名、住所または勤務先等の変更の届出を怠った場合など、借主の責めに帰すべき事由によって銀行からの通知または送付書類等が延着し、または未送達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされることに異議ないものとします。

第18条 (解約等)

1. 借主が都合により本契約を解約する場合、銀行に対する本契約による債務全額を完済したうえ、銀行所定の届出をするものとします。
2. 本契約を解約した場合、カードは預金口座のキャッシュカードとして継続して利用することができます。

第19条 (規定の変更)

1. 銀行は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定または借入要項中の定め(利率、返済額、返済日に関する事項は除く)を変更する必要があるときには、民法548条の4の規定に基づいて変更できるものとします。
2. 銀行は、第1項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により、周知するものとします。

第20条 (成年後見人等の届け出)

1. 借主が補助・保佐・後見開始の審判を受けたときは、銀行に対して直ちに成年後見制度に関する届出書により届け出るものとします。また、借主の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届け出るものとします。
2. 任意後見監督人の選任がなされたときは、銀行に対して直ちに成年後見制度に関する届出書により届け出るものとします。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、銀行に対して前各項と同様に届け出るものとします。

4. 前各項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も、銀行に対して同様に届け出るものとします。

5. 前各項の銀行に対する届出の前に生じた損害は借主が責任を負うものとします。

第21条 (報告および調査)

1. 銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主は、借主の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に報告するものとします。

第22条 (債権譲渡)

1. 銀行は、本契約による債権を他の金融機関等に譲渡(以下本条においては信託を含む。)することができます。
2. 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人(以下本条においては信託の受益者を含む。)の代理人になることがあります。この場合、借主は銀行に対して、従来どおり本契約に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

第23条 (危険負担)

1. 借主が銀行に差入れた契約書またはその他の書類が、事変・災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって紛失・滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿・伝票等の記録に基づいて債務を弁済します。なお、銀行からの請求があれば代わりに契約書またはその他の書類を差入れるものとします。
2. 銀行が借主に対する権利の行使、もしくは、保全に要した費用は、借主が負担するものとします。

第24条 (反社会的勢力の排除)

1. 借主は銀行に対し、借主が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主は銀行に対し、借主が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 銀行との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を返済します。
4. 前項の場合において、住所変更の届出を怠る、あるいは銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、借主に対する請求が延着し、または到達しなかったときには、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。
5. 第3項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求を行わないものとします。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

第25条 (合意管轄)

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行の本店またはこの取引の属する支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以上